

平成24年第3回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成24年9月18日（火曜日）

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 中村庄一郎君 | 副委員長 | 尾崎利一君 |
| 委員 | 実川圭子君 | 委員 | 和地仁美君 |
| 委員 | 関田正民君 | 委員 | 東口正美君 |
| 委員 | 中間建二君 | | |

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 議長 | 尾崎信夫君 | 8番 | 二宮由子君 |
| 13番 | 関田貢君 | | |

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 石川和男君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 下村和郎君 | 主事 | 指田弘安君 |

出席説明員（4名）

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 副市長 | 小島昇公君 | 教育長 | 真如昌美君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 学校教育部参事 | 石井卓之君 |

会議に付した案件

- (1) 24第10号陳情 10・23通達の順守を求めることに関する陳情
- (2) 24第11号陳情 10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情
- (3) 24第12号陳情 公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書の提出に関する陳情
- (4) 特定事件調査
行政視察について

追加案件

- (1) 所管事務調査
東大和市立小中学校における「いじめ」に関すること

午前 9時43分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成24年第3回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 初めに、24第10号陳情 10・23通達の順守を求めることに関する陳情、24第11号陳情 10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読をさせます。

○議会議務局長（長島孝夫君） 朗読いたします。

24第10号陳情 10・23通達の順守を求めることに関する陳情

24第11号陳情 10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を行います。

○委員（中間建二君） それでは、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、10号陳情ですが、10・23通達とありますけれども、この通達の内容について御説明いただきたいと思っています。

○学校教育部参事（石井卓之君） 10・23通達というのは、平成15年10月23日に東京都教育委員会教育長から発出された入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施についてというものでございます。

内容といたしましては、学習指導要領に基づき入学式、卒業式等を適正に実施すること。

入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」のとおり行うものとする。

3といたしましては、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。

以上でございます。

○委員（中間建二君） その通達に基づいて、10号陳情ですが、陳情趣旨及び理由の中では、卒業式、入学式においての職務命令ということがございますけれども、ここで言う国歌斉唱等に対する職務命令というのは、どのような内容になるのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 基本的には、学習指導要領に基づき、校長が例えば職員会議等で文書や口頭をもってきちんと適正に実施することという、その内容でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今の内容というのが、ここで言う先ほどの10・23通達の内容も含めて、卒業式、入学式等に関する職務命令ということで、国歌斉唱時に不起立をする教職員が目立つと、こういう断定的な書き方になっているわけですがけれども、この国歌斉唱に関しての職務命令というのは、これは起立をするような職務命令になっているのか、具体的な職務命令の内容等について教えていただきたいと思っています。

○学校教育部参事（石井卓之君） まず、国歌の斉唱に関しましては、4点ございます。

1点目としまして、式次第には、「国歌斉唱」と記載する。

2点目、国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。

3、式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。

4点目、国歌斉唱はピアノ伴奏等により行う。

以上の4点でございます。

○委員（中間建二君） この陳情者の陳情理由の中では、その職務命令があるにもかかわらず、不起立をする教職員が目立つと、こういう書き方になっておりますけれども、本市の公立学校における式典の状況、実態というのはどういうふうになっているのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 本市におきましては、学習指導要領に基づき適正な実施がされております。以上でございます。

○委員（中間建二君） そうしますと、本市においては、今説明いただいた職務命令がある中では、それに違反することなく、適正な式典が行われているということの確認をしたいと思うんですけども、この点についての御認識をお願いいたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 本市におきましては、適正な実施がされております。以上でございます。

○委員（中間建二君） あと最後1点ですけども、この陳情事項の中で、具体的に不起立が予想される教職員は式に出席させないこと等々、5つ陳情事項が具体的に挙がっておりますが、これらの陳情事項に対しての教育委員会の考え方をお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 5点ございますが、例えば不起立が予想される教職員は式に出席させないことというのがございますが、入学式、卒業式は、子供たちの晴れの舞台でございます。当然、職員は何らかの仕事を受け持ち分担しながら子供たちの式を祝うという気持ちを持っております。

したがって、その役割分担は校長に権限がございます。ですから出席させないということは、通常あり得ないことでありまして、仕事に関しましては、校長の権限の中で適正に実施をされることだと思っております。

一方、異動に関する文言が入っておりますが、異動に関しては、これは都教育委員会の権限でございまして、市の教育委員会がどうするこうするという問題ではないと認識をしております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 幾つか伺いますけれども、10号陳情の今指摘があった陳情事項の各項目、それから11号陳情もそうですけれども、今御答弁あったように、学校長や教育委員会の人事にかかわるもの、これに干渉する内容ではないかというふうに私は理解するわけですけども、陳情採択するという事になれば、こういう細々とした——細々としたというか、重要な一つ一つの学校長や教育委員会の人事権に議会が注文をつけるということになりかねないと私は考えるわけです。

そういう点では、教育への政治介入になってしまうのではないかというふうに考えるわけですけども、この点についての教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 政治介入といいますより、権限が異なると教育委員会は理解しております。以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、もう少し別の伺い方をしますけれども、10号陳情では不起立が予想される教職員は式に出席させないとか、不起立が予想される小学校6年生、中学校3年生の学級担任の教員を直ちに交代させることなどという項目があるわけですけども、予想されるという恣意的な基準で学級担任を交代させるなどということは、私はあってはならないと思いますけども、こういうことがあり得るのかどうか。

それから、11号陳情においては、例えば再発防止研修を受けても、再度不起立をしたものに対しては、退職勧告を行うというふうになっています。

私は、この問題での処分そのものが不当だという立場ですけども、それにしてもですね、退職勧告という

のは余りに重過ぎるというふうに思うわけですが、この点についての御意見を伺います。

それから、現状は再発防止研修を受けた後の再度不起立した者に対して云々という点では、どうなっているのか伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** まず、予想されるということですが、これは原則的には、今現在、特に小中学校で不起立という問題は起きてございません。ですからこれ自身まずここで我々がどうこうということはないと考えております。

それから、退職勧告につきましてですが、退職勧告につきましては、これは東京都の教育委員会の規定に従いまして行うことなので、市の教育委員会がやはり意見を申し上げる立場にはないと考えております。

それから、再発防止研修のことですが、確かに繰り返し不起立をされている方というのは、実際に判例の中からはいるように伺っておりますが、それに対しても、やはり東京都の教育委員会が規定に従って適正に進めているところでございます。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** 不起立ということだけで言っているの、例えば式そのものを妨害したとかということではなくて、不起立を繰り返す――再発防止研修を受けても再度不起立したという者について、東京都の規定ではどうなっているのでしょうか、退職勧告を行うというふうになっているのですか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 具体的に、何をどうしたら退職勧告と、まず退職勧告という言葉は私規定の中では見たことはございません。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** 11号陳情ですけれども、これは10・23通達の強化を求めているものになっています。それで教職員のこの問題での処分については、ことし1月16日に最高裁で判決が出ていると思いますけれども、このことについて、要するに処分の強化という問題について、この判決でどのようになっているのか伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** この問題につきましては、まず2点ございまして、1点目は、要するに憲法19条に違反するかどうかという問題が大きなものがございます。これについては、最高裁では違法ではないと。あと、もう一点言われていたことが、その量刑についてですが、今回最高裁の中には、例えば不起立、該当1回のみに限られており、本件の不起立行為等の前後における態度等において、特に処分の加重を根拠づけるべき事情も伺われないことから、これについては減給という言葉があったんですが、それは重過ぎるのではないかというようなことが出ておりました。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** もう少し踏み込んで伺いますけれども、この最高裁の判決では、職務命令そのものについては適法だというふうになっているわけですが、不起立などの行為については、その動機や原因は、個人の歴史観、世界観等に起因するものであり、行為の性質態様は、積極的な妨害等ではなく、物理的に式次第の遂行を妨げるものではないというふうに指摘をした上で、減給以上の処分を選択することについては、慎重な考慮が必要となるということで、不起立による停職1カ月、減給1カ月などの処分について重きに失し裁量権の範囲を超えて違法ということを取り消しをしたという内容になっているんだと思うんですね。その点について再度確認したいのと、その内容を踏まえると、さらに処分を強化するなどのことになれば、この最高裁の判決から言えば、これに反する方向性を打ち出すことになるのではないかと伺いますが、その点について伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今の件に関しましては、まずは懲戒権者としての裁量権の範囲を超えるものとして、違法の評価を免れないと解するのが相当であるという判決文でございました。

それから、判決の実際重いのかどうかということに関しましては、この規定は、やはり任命権者である都のものでありますので、都が判断することと考えております。

以上です。

○**委員（尾崎利一君）** 最高裁の判決についての私の言及については、確認していただくということでもいいですか。重きに失しということも含めて、この最高裁の判決で指摘をされていると。東京都としてそれをどう受けとめるかというのは、また別の問題だと思いますけれども。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** やはり判決文の域を出ることはないので、やはり評価を免れないと解するのは相当であるという、この判決どおりの考えだと考えております。

以上です。

○**委員（中間建二君）** 今の尾崎委員の質疑の様子を聞いていてちょっと思ったんですけど、今東大和市の学校現場では、職務命令の内容も先ほど確認しましたが、職務命令に対しては順守がされているということでしたが、今最高裁の判例引かれて質疑された内容は、職務命令とあわせて、それに対する職務命令に従わなかった場合の罰則、処分ということでのお話だったと思うんですけども、今の質疑の状況を聞いて、一定の学校の規律だとか、式典の秩序を保つ意味での職務命令というふうに私は理解したんですけども、これは当然に守られるという前提で私は理解しているわけですけども、尾崎委員の先ほどの質疑は、職務命令は当然守られるべきという前提なのか、それとも極端な例として守られなかった場合の罰則が行き過ぎるのはよくないでしょうという意味なのか、ちょっと尾崎利一委員の質疑を聞いていて、ちょっとそこが理解できなかったんですけども、どういうお立場だったのか、ちょっと確認できればと思うんですけども。

○**委員（尾崎利一君）** 私自身の立場がどうかというのは、この陳情に直接はかかわりないと思いますけれども、私が先ほど述べたのは、最高裁の判例としては、職務命令は適法だというふうに言っているわけです。私としては、憲法19条、思想信条の自由を踏みにじるような職務命令そのものが違憲であり違法だというのは、私の立場です。これについては、日本弁護士連合会なども、この職務命令については違憲違法だという立場を表明していますし、私はそのとおりだと考えています。

ただ、そのこととこの陳情そのものに対する評価の問題とは、また立て分けられると思いますが。

以上です。

○**委員長（中村庄一郎君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** 議事運営の都合上、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時13分 開議

○**委員長（中村庄一郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を行います。質疑ございませんか。

○**委員（和地仁美君）** 今までの質疑内容を確認させていただいたんですけども、もう一度再確認という意味で質問させていただきますが、現行の法律については、今きちんと機能しているという状況だと私自身は判断

するんですけども、また先ほどの質疑の中で当市において、今この問題については特段問題になっていない点と、あと今までの判例などというところで、基本的には国歌斉唱のところでは、私どもの意見としては、起立して斉唱するのが当然だという立場ですけれども、先ほどの御答弁からいいますと、この陳情の一つ一つの項目の内容について、市の教育委員会の権限を逸脱というか、越えている部分があるという御答弁だったと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** これに関しましては、市の権限と、やはり都の権限があると思います。市教委の役割は、職員の服務についてきちんと事実を報告することだと認識しております。

以上でございます。

○**委員長（中村庄一郎君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中村庄一郎君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○**委員（尾崎利一君）** 24第10号陳情 10・23通達の順守を求めることに関する陳情と、24第11号陳情 10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情については、いずれも不採択とすべきです。

第1に、憲法第19条は、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとしています。そもそも2003年の10・23通達は石原都政のもとで、都教育委員会が教職員の卒業式、入学式での日の丸への起立と君が代の斉唱を強制し、それに従わなかった者を処分するもので極めて不当なものです。日本弁護士連合会も君が代について、大日本帝国憲法下の歴史的経緯に照らし、君が代の起立斉唱、伴奏に抵抗があると考えた国民が少なからず存在しており、こうした考え方も憲法19条により、憲法上の保護を受けるものと解されることを指摘し、君が代の起立斉唱、伴奏行為は日の丸・君が代に対する敬意の表明をその不可分の目的とするものであるから、卒業式等において、これらを職務命令で強制することは、思想、良心の自由を侵害するものであると重ねて表明してきたと、その違憲性を明確に指摘しています。

第2に、第10号陳情は、不起立が予想される教職員は、式に出席させないこと。クラス担任を受け持たせないこと。受け入れない、つまり採用しないことなどを求めています。

第11号陳情も、解雇を含めた厳罰、異動、退職勧告などを求めています。

ここまでして、憲法違反の強制を強化することは許されませんが、学校長や教育委員会の人事権に、これほど詳細に議会が干渉することは、教育の独立を侵すこととなります。過去の侵略戦争において、教育を支配下に置いて、軍国主義教育を推進した痛苦の教訓から、戦後明確にされた教育の独立を侵すことは許されません。

第3に、第11号陳情は、10・23通達の強化を求めています。第10号陳情も順守といいながら、その内容を見ると強化を求めるものとなっています。

ことし1月16日の最高裁判決は、職務命令については適法としたものの、職務命令に反した不起立などの行為について、動機、原因は、個人の歴史観、世界観等に起因するものであり、行為の性質態様は積極的な妨害等ではなく、物理的に式次第の遂行を妨げるものではないと指摘し、減給以上の処分を選択することについては、慎重な考慮が必要となるとして、不起立で停職1カ月、減給1カ月などの処分を重きに失し裁量権の範囲を超えて違法と取り消しました。

解雇や退職勧告、不採用を求めるこれらの陳情は、いずれも最高裁判決に反した違法な要求であり、議会が加担すべきではないことは明らかです。

よって、両陳情ともに不採択とすべきです。

以上で討論とします。

○委員（中間建二君） 24第10号陳情及び24第11号陳情に不採択の立場で討論を行います。

これまでの委員会の質疑の中で、当市の学校現場における対応の状況を確認いたしました。10・23通達の内容及びそれに基づく職務命令については、当市の教育委員会、学校現場の中では適正に守られており、式典等も滞りなく行われているという実態を確認することができましたので、既に当市の中では、この順守が行われているわけですから、あえて、殊さらこのことを大きく取り上げる必要はないというふうに認識しております。

また、11号陳情については、この通達の強化ということでございますけれども、この点についても、他の自治体の極端な例を用いて、あえてこの問題の強化を求める必要はないと考えております。

適正な通達に基づく職務命令と、または現場の対応によって、この学校の式典がきちっと行われ、厳粛な中に安定的な式典が行われることが望ましいと考えておりますので、両陳情ともあえて採択する必要がない、不採択の立場で討論を行います。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないもの認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第10号陳情 10・23通達の順守を求めることに関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第11号陳情 10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 続きまして、24第12号陳情 公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

24第12号陳情 公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書の提出に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（中間建二君） では、何点か伺います。

まず、公立学校の教職員の政治活動の制限ということがございますが、これは法律上、政治活動を許されている範囲と、それから制限されている範囲等があると思いますけれども、この点についての教育委員会の御認識をお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 争議行為の禁止とか、実際には地方公務員法によっておりますので、そこに細かく規定されているところと認識しております。

○委員（中間建二君） もう少し具体的に伺いたいのですが、私の認識では、いわゆる選挙運動に関するものについては相当厳しく制限されておりますけれども、特定の政党だとか、特定の候補者ということでない政治活動という範疇であれば、学校の教員も許されていると、法律上問題がないというふうに理解しておりますけれども、教育委員会の御認識をお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 特にまずあるのが、勤務時間中にはいけないということが、きちんと明示されているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そうすると、今の御答弁だけだと、勤務時間以外は特定の政党、特定の候補者の政治活動もできるというふうにも聞こえるわけですが、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 教員は子供の教育をつかさどりますので、特定の政党とか、特定の個人についての選挙活動というのは行えないことになっております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 陳情趣旨、理由の中で、法律を無視して平然と選挙時に政治活動を行い云々、また勤務中、職場の備品を使って活動を行っている者もいると断定しているわけですが、当市の学校現場の中でこういうことがあるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 教育委員会が把握しているところでは、そのようなことはございません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 当市の現場ではないですけども、教員が学校現場の中で、例えば授業中に特定の政党を支持する。もしくは、特定の政党を批判する。または特定の候補者を支持する。特定の候補者を批判する。こういうことが学校の中で、もしくは授業中に行われるということは、当然、これあり得ないことだと思いますが、古い記憶をたどると、私が子供のころにそういうこともあった記憶があるんですけども、本来こういうことは当然ないと、学校、授業中、もしくは学校の中で特定の政党、特定の候補者に対するの批評をするということは、行うべきではないと考えておりますが、この点についての教育委員会の御認識を伺いたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 当然、特定のそういった偏ったような授業というのは起り得ないと考えておりますし、サービスの厳正におきまして、校長が年に2回話をしているところですが、やはり法律にのっとって授業を行うことが教員の本分だと考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今の中間委員の質疑の中でもありましたけれども、平然と選挙時に政治活動を行い、中には公選法どころか個人情報保護法にも触れる可能性、それから勤務中職場の備品を使って活動している者も

いるという言及がこの陳情にはあるわけですが、市教委としては、そういう事実をつかんでいないという御答弁だったと思います。

私は、こういう事実に基づかないで、一般的指摘で政治活動の制限を強化するというのは、極めて危険な内容だと思いますけれども、先ほどの教員の政治活動の問題ですが、ちょっと御答弁明確に理解できなかったところがあるんですけれども、私の理解では、教員が例えば選挙事務所での単純な労務の提供など、演説会の設営などの活動はできるというふうに私は解釈していますし、後援会や励ます会に個人的に加入することもそれはできると、当然、その憲法で保障された権利としてあるというふうに認識しているわけですが、先ほどの質疑と答弁の中であった教員としての立場を利用するようなことや、当然のことながら勤務時間中にこれを行うということは、当然できないという理解をしています、その点についてもう一度確認させていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 細かい一つ一つの事案については、確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** こちらは、政治活動の制限の強化というふうに言っているんですが、陳情趣旨及び理由のところ、法律を無視して、平然と選挙時に政治活動を行い云々というところは、もう強化以前の制限に違反しているということを挙げていると思うので、制限を守らせれば、強化ということとはちょっと違うのではないかと私は感じているんですが、こういった本来ならやってはいけないことを、当市ではないと言ったんですが、そういうことが起きた場合には、どういう対応をとられるのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** まず、当然法律に違反した場合には服務事故となりますので、事実をきちんと把握して、都教委に報告するという形になります。

以上でございます。

○**委員長（中村庄一郎君）** ほかに質疑ございますか。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 開議

○**委員長（中村庄一郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方。

○**委員（中間建二君）** 先ほど来の質疑の中で、当市の状況について確認がなされました。

この政治活動の制限の強化という陳情であります、法律に基づいて、既に一定の政治活動の制限がなされている中で、当市においてはきちっと法律が守られ、適正に業務が行われているということで確認ができましたので、この問題についても、あえてこの陳情を採択する必要は私はない、当市の教育現場の実態に応じて判断したときに、あえて採択する必要はないと考えております。

意見として申し上げておきます。

○**委員長（中村庄一郎君）** 御意見として賜っておきます。

○**委員（尾崎利一君）** 私も意見を表明させていただきますけれども、憲法で国民がすべての基本的人権の享有を妨げられないというふうになっていますし、それからこれは2008年ですけれども、日本も国際人権規約を批准

していますが、この人権委員会が最終報告書というのをを出してしまして、そこで日本が表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきであるという勧告も行われています。そういう点では、公務員の政治活動の制限を撤廃していくというのは、日本国憲法の要請でもあると思いますし、国際的な流れであるというふうに考えますので、陳情はその流れに逆行するものになっている。

それから、先ほど指摘しましたけども、この陳情に記されている文言が、事実確認が全くできない文言をもって一般的な指摘として規制を強化するというのは、これは極めて危険ですし、議会としてこういう手法に乗って採択するということは、言論の府、良識の府である議会にそぐわないものだというふうに考えています。

○委員長（中村庄一郎君） それでは、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第12号陳情 公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中村庄一郎君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査 行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） ここで所管事務調査について、お諮りいたします。

本委員会におきまして、お手元にお配りいたしましたとおり、東大和市立小中学校における「いじめ」に関することを所管事務調査事項と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定しました所管事務調査事項を閉会中も継続して審査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申し入れを行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） これをもって、平成24年第3回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時44分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎